（書籍等の貸与についての経過措置）

第四条　この法律の公布の日の属する月の翌々月の初日において現に公衆への貸与の目的をもって所持されている書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く。）の貸与については、改正前の著作権法附則第四条の二の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち著作権法第百二十三条第一項の改正規定中「及び」を「並びに」に改める。

文部科学大臣　河村　建夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　細田　博之

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十六年六月九日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　細田　博之

法律第九十三号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十五年」を「二十年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　亀井　善之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　細田　博之

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十六年六月九日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　細田　博之

法律第九十四号

鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律

（鉱山保安法の一部改正）

第一条　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第四条」に、「第四条―第三十一条の三」を「第五条―第三十二条」に、「監督機関（第三十二条―第五十四条）」を「監督等（第三十三条―第五十九条）」に、「第五十五条―第五十九条」を「第六十条―第六十三条」に改める。

第二条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「第二項但書」を「第二項ただし書」に改める。

第三条第一項中「左の各号の」を「次に掲げる」に改める。

第五十九条を削る。

第五十八条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、第四章中同条を第六十三条とする。

第五十七条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第六条第一項、第十九条第二項又は第二十九条」を「第十一条第一項、第十二条、第十三条第二項、第十九条第四項、第三十条又は第四十二条」に改め、同条第二号中「第八条第四項又は第十二条の二第四項（第十三条第三項（第十五条第五項」を「第十三条第一項、第十五条、第十九条第一項若しくは第二項、第二十二条第四項（第二十三条第三項（第二十六条第二項」に、「又は第十五条第五項」を「若しくは第二十六条第二項」に、「の規定」を「又は第二十四条第一項の規定」に改め、同条第五号中「第三十五条第一項」を「第四十七条第一項」に、「立入検査」を「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査」に、「しなかつた」を「せず、若しくは虚偽の陳述をした」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第三十一条の二第三項」を「第四十四条第三項」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十八条」を「第四十一条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十四条第一項、第十六条又は第十八条第一項から第三項までの規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

第五十七条を第六十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

第六十条　第十一条第二項、第三十三条第二項、第三十四条から第三十八条まで又は第三十九条第一項の規定による命令又は処分に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第五条から第八条までの規定による措置を講じなかつた者

二　第九条、第十条第二項、第二十二条第一項若しくは第三項又は第二十六条第一項の規定に違反した者

三　第十三条第四項、第二十条又は第二十三条第一項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四　第十九条第一項の規定に違反して保安規程を定めないで鉱業を行つた者

五　第二十四条第一項の規定に違反して同項に規定する代理者を選任しなかつた者

六　第二十七条第三項又は第五十条第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者

七　第二十八条の規定に違反して保安委員会を設けなかつた者

第五十五条及び第五十六条を削る。

第三章中第五十四条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第五十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十七条から第五十三条までを削る。

第四十六条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第五十七条　この法律に定めるもののほか、中央協議会及び地方協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条を削る。

第四十四条に次の一項を加える。

3　委員は、非常勤とする。

第四十四条を第五十五条とする。

第四十三条第一項中「及び地方協議会」、「中央協議会にあつては」及び「、地方協議会にあつては鉱山保安監督部長が」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　地方協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者のうちから、産業保安監督部長が任命する。

第四十三条第三項を削り、同条を第五十四条とする。

第四十二条を削る。

第四十一条第一項第一号中「前条第一項」を「前条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、鉱山保安監督部長の諮問に応じて」を削り、「について」の下に「、産業保安監督部長の諮問に応じ」を加え、「かつ、鉱山保安監督部長」を「必要があると認めるときは、産業保安監督部長」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十条を削る。

第三十九条中「鉱山保安監督部」を「産業保安監督部」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、中央協議会の議に付さなければならない。

一　第五条から第九条まで、第十二条若しくは第十九条第一項の経済産業省令、第十一条第一項の技術基準を定める経済産業省令又は第十八条第一項若しくは第二項の調査すべき事項を定める経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二　第三十四条の規定による命令をしようとするとき。